

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
71	心身障害者等の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、心身障害者等の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都世田谷区長

公表日

令和5年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>・心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)に基づき、要件を満たす対象者に対して受給者証の交付や医療費の支払等の事務を、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)により世田谷区が実施している。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①受給者証の交付に係る申請の受理 ②医療費の助成に係る申請の受理 ③氏名若しくは住所の変更の届出の受理又は所得状況に係る届出</p>
③システムの名称	保健福祉総合情報システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者医療費助成受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第2の区長の部24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第2の区長の部24の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障害福祉部 障害施策推進課
②所属長の役職名	障害福祉部 障害施策推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 区政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	障害福祉部 障害施策推進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 時点	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 時点	令和4年12月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点	令和4年12月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	